

事務連絡
令和3年7月7日

都道府県警備業協会専務理事 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事兼事務局長事務取扱 楯 悦男

新たな組合せによる異種別合同開催の視察報告について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、「2級異種別合同開催方式の追加について」（令和3年6月8日付特講セ発第33号）を発出し、その中で事業センター職員立会いのもと先行実施する旨をお知らせしたところでございますが、その結果について別紙のとおりご報告いたします。

謹白

本件問合せ先

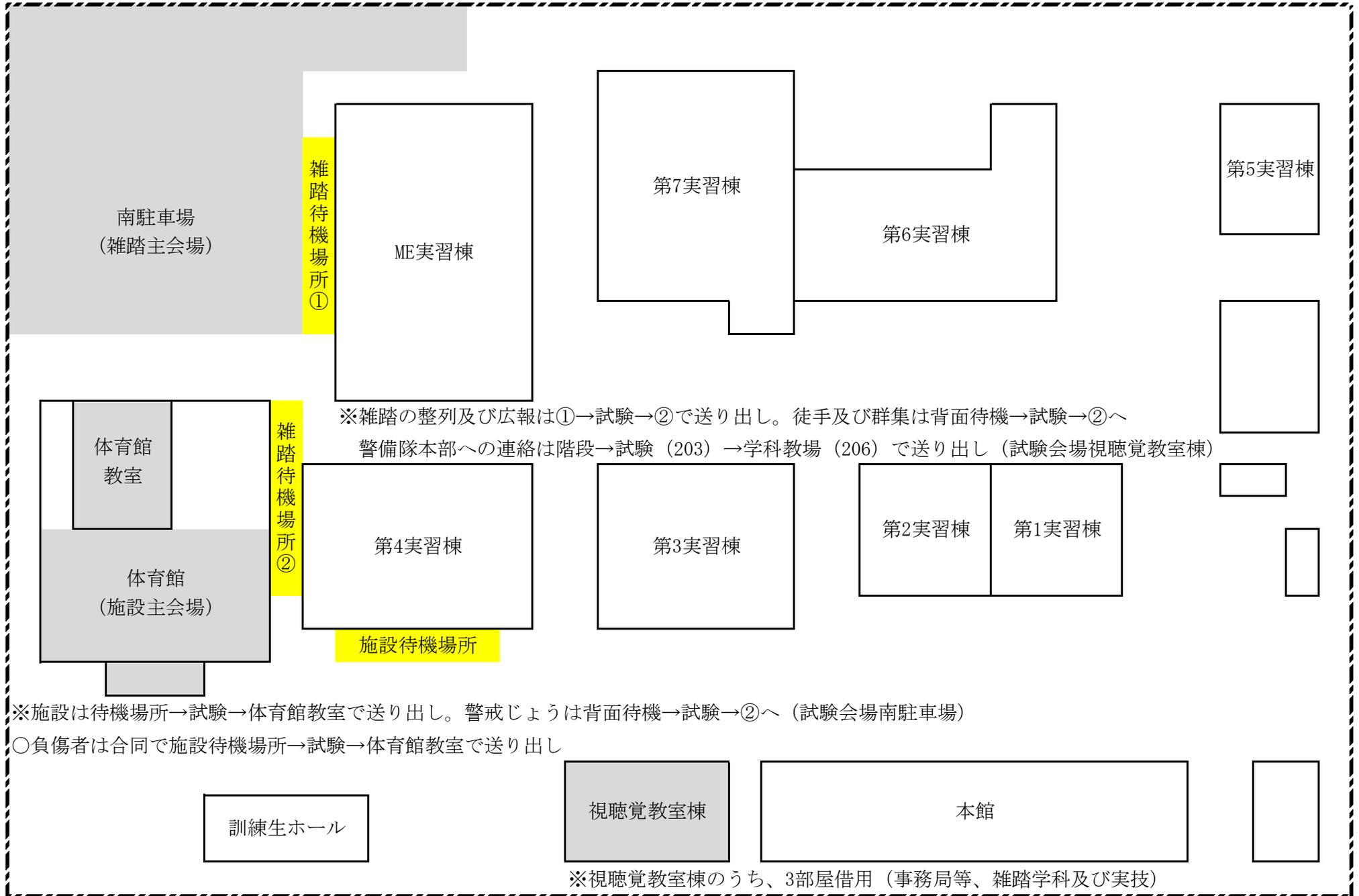
事務局 山崎 克憲

電話 03-5321-7655

e-mail k-yamzaki@csst.jp

2 特別講習会場全体図（ポリテクセンター佐賀）

●灰色箇所を借用して実施



別紙

平成 31 年度から特定の組合せによる 2 級異種別合同開催方式を取り入れたものの、その基準の骨幹は資機材取扱業者内の組合せによる合同開催であったため、受講者及び県協会の利便性向上等を図るべく、資機材取扱業者の枠組みを超えた異種別合同開催方式を企画した。

1 実施概要

(1) 実施日

令和 3 年 6 月 26 日（土）～27 日（日）

(2) 会場

佐賀県 ポリテクセンター佐賀

(3) 種別

施設警備業務 2 級及び雑踏警備業務 2 級の異種別合同開催

(4) 受講者数

ア 施設警備業務 2 級 26 名（女性 1 名）

イ 雑踏警備業務 2 級 17 名（女性 1 名）

ウ 2 種別合計 43 名（再講習なし）

(5) 講師等動員数

ア 事務局 堺専務理事以下 1 名 計 2 名

イ 講師 11 名

ウ 補助員 5 名（講師委嘱なし）

(6) 講義及び訓練等で使用した部屋等の確保状況

ア 考査員、事務局及び講師控室

イ 施設学科教場（体育館教室）

ウ 雑踏学科教場（視聴覚教室棟 206）

エ 施設実技訓練等会場

・体育館（出入管理、自火報、負傷者の搬送、警察機関等への連絡）

・体育館教室（巡回実施要領）

・南駐車場（警戒じょう）

オ 雑踏実技訓練会場等

・体育館（負傷者の搬送）

・南駐車場（整列規制、群集規制、広報、徒手）

・視聴覚教室棟 203（警備隊本部への連絡）

※開講式は合同にて体育館で実施

(7) 会場借用時間

7 時 30 分から 18 時

(8) 視察員

山崎 克憲

3 実施要領

本特別講習の実施に当たっては、「同じ会場で別々の特別講習を開催する」という方針を打ち出し、両方の講師委嘱を持っていたとしても、一つの種別に専念した。また、合同訓練が認められている負傷者の搬送要領も別々に訓練を実施した。なお、1名だけ雑踏の講義及び訓練を受け持ち、実技試験は施設を受け持った。

(1) 開講式

開講式は、ゼッケン番号の色を分け、かつ、種別ごとに着座させ合同で実施した。

(2) 学科講義

それぞれの教場において規定どおり実施した。

(3) 実技訓練（計画ベース）

種別	施設警備業務			雑踏警備業務		
	科目	時間	場所	科目	時間	場所
26 日	巡回実施要領	15:40 ～ 16:20	体育館教室	群集規制要領	15:30 ～ 16:10	南駐車場
	負傷者の搬送	16:30 ～ 17:10	体育館	警備隊本部	16:20 ～ 17:00	203・206
	警戒じょう	17:20 ～ 18:00	南駐車場	負傷者の搬送	17:10 ～ 17:50	体育館
27 日	自火報	8:20 ～ 9:10	体育館	広報要領	8:10 ～ 8:50	南駐車場
	警察機関連絡	9:20 ～ 10:00	体育館	徒手	9:00 ～ 9:50	南駐車場
	出入管理	10:10 ～ 11:00	体育館	整列規制	10:00 ～ 10:50	南駐車場

(4) 修了考査

目合せは、実技訓練の最終科目で実施し、11時20分から考査員指示を合同で行い、修了考査を次のとおり実施した。

- ① 考査員指示後、それぞれ1科目実技試験を実施したのち昼食休憩。
- ② 昼食休憩後、負傷者の搬送要領を合同で実施。
- ③ 学科試験は、実技試験が早く終わった雑踏から開始。

施設			雑踏		
科目	場所	送り出し	科目	場所	送り出し
出入管理	体育館	待機場所→試験→体育館教室	整列規制	南駐車場	待機場所①→試験→待機場所②
負傷者	体育館	待機場所→試験→体育館教室	負傷者	体育館	待機場所→試験→体育館教室
巡回	体育館教室		広報	南駐車場	待機場所①→試験→待機場所②
警察機関	体育館	待機場所→試験→体育館教室	群集規制	南駐車場	背面待機→試験→待機場所②
警戒じょう	南駐車場	背面待機→試験→待機場所②	警備隊本部	203	階段→試験→206
自火報	体育館	待機場所→試験→体育館教室	徒手	南駐車場	背面待機→試験→待機場所②

※送り出しについては、特別講習会場全体図も併せて参照

※負傷者の搬送要領については、合同で実技試験を実施したが、その種別分けは巻段ボールの前列を施設受験者、後列を雑踏受験者とした。

4 視察感想並びに計画時等の着眼事項

異種別合同開催は、令和3年5月末時点で14回開催されているが、本県においては初めての開催であり、かつ、新たな組合せでの開催となったが、異種別合同開催の急所は組合せにかかわらず、時間、場所、講師の適切な結合である。

率直な感想として、本県は「3点」を捉えた適切な計画と運営であった。業務ご多忙の中、本特別講習の準備及び実施運営いただいた、佐賀県専務理事以下事務局の皆様及び講師の皆様並びにお手伝いいただいた補助員の皆様に敬意を表する次第です。

本講習を視察している中で感じた計画時や運営時の着眼事項は次のとおりである。

(1) 実技訓練及び実技試験のタイムスケジュールを作成する

例えば、一つの実技科目を8時30分～9時20分とだけ決めた場合に、模範演技、集合訓練、個別訓練で何か一つ時間がかかってしまい9時30分に終了したことにより、他の種別がその場所を9時25分から使用する計画であった場合には5分以上ずれてしまう。

ア 一つの科目合計〇分ではなく、模範演技〇分、集合訓練〇分、個別訓練〇回〇分と細分化し、時間超過がないように時間管理する。

イ 時間差で実技訓練場所及び実技試験場所を共用する場合は、特にタイムスケジュールを厳格に運用する。

- ウ 共通資機材を使用する実技訓練及び実技試験もタイムスケジュールを厳格に運用する。
- (2) 講師数が種別ごとに確保できていれば、原則、種別間を行き来させない
- ア 行き来させると、計画立案がさらに煩雑となる。
- イ 時間どおりに進まない、講義、訓練及び試験に間に合わないなどの障害が発生する。
- ウ 行き来させるならば、無理のないタイムスケジュールとする。
- (3) 実技試験時の送り出し（次番待機場所、動線、終了者待機場所）を明確にする
- ア 待機場所又は動線から他の種別が見えない位置を選定。
- イ 一方が実技試験中で、もう一方が休憩の場合には休憩者が実技試験に干渉しないように休憩場所、トイレや喫煙所への動線を誘導員が指定する。
- ウ 夏季で日陰を待機場所を選定するのなら、あらかじめ計画しておくか、上記(3)アを考慮しながら講習初日に実査する。
- (4) 雨天を考慮した計画も作成しておく
- 晴天等であっても、実技訓練及び試験場所の転換が必要となる。そのため雨が降ってから当日判断しては遅きに失するので雨天用の計画も立案しておく。
- (5) 時間のずれに伴う考査員指示等の臨機応変な運用
- 考査員指示等合同で実施する計画であっても、時間がずれた場合などは一方の種別から実施するなど、臨機応変さも必要である。ただし、考査員、専務理事、主任講師などで協議して進める。
- (6) 女性受講者が種別ごとに1名の場合の相方確保
- 種別ごとに3名以上の奇数であれば、ローテーションしながら訓練及び試験を行うが、1名ずつの場合はその対応を考慮する必要がある。
- ア 負傷者の訓練を合同で行う場合は、それらの者でペアを組ませればよいが、負傷者の試験を合同で行いそれらの者でペアを組ませると、採点表に混在してしまうので避ける必要がある。
- イ 負傷者の訓練及び試験を別々で行う場合は、その時間に女性補助員等を配置する。
- ウ 女性同士でペアを組むものは、負傷者だけではないため、タイムスケジュールに考慮して女性補助員等を配置する。
- ※佐賀県は、1名の女性補助員で対応し訓練試験ともに重複しないように計画した（上記3(3)(4)参照）。また、負傷者の試験は合同で行ったが、施設と雑踏とでは試験回数が違うので、それも考慮して計画されていた。
- (7) 双方の種別担当で連携を図る
- 訓練及び試験等の進捗状況をトランシーバなど活用しながら双方で把握しておく。